

資料編



- 1 制度の変遷
- 2 板橋区障がい福祉計画（第6期）及び障がい児福祉計画（第2期）の計画目標と実績
- 3 板橋区障がい者実態調査結果
- 4 板橋区地域保健福祉計画推進本部
- 5 板橋区障がい福祉計画等策定委員会
- 6 板橋区地域自立支援協議会
- 7 検討経過
- 8 板橋区障がい福祉サービス等事業所一覧
（令和6（2024）年1月時点）
- 9 用語集

資料編

1 制度の変遷

制度の動向	時期	概要
障害者権利条約の批准	平成 26 年 1 月批准	平成 26 年 1 月 20 日、日本は「障害者の権利に関する条約」を批准した。障害者権利条約は、障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等を規定している、障がい者に関する初めての国際条約である。その内容は、市民的・政治的権利や、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど、様々な分野における障がい者の権利実現のための取組を締約国に対して求めている。
難病の患者に対する医療等に関する法律の成立	平成 27 年 1 月施行	平成 26 年 5 月 23 日、「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立した。同法では、難病の患者に対する医療費助成に関して、法定化によりその費用に消費税の収入を充てることのできるようになるなど、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講ずることとなった。
障害者雇用促進法の改正	平成 28 年 4 月施行	平成 25 年 4 月、雇用の分野における障がい者に対する差別を禁止するための措置及び精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加えること等を内容とする「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改定する法律案」が国会に提出され、同年 6 月に成立した。施行は平成 28 年 4 月 1 日（ただし、法定雇用率の算定基礎の見直しについては、平成 30 年 4 月 1 日）。
障害者差別解消法の成立	平成 28 年 4 月施行	国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定され、不当な差別的取り扱いを禁止し、障がい者への合理的配慮提供に対策を取り込むこととした。
成年後見制度の利用促進法の制定	平成 28 年 5 月施行	平成 28 年 4 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」が公布され、同年 5 月に施行された。成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、成年後見制度の利用の促進について、基本理念や国及び地方公共団体の責務等が示された。
発達障害者支援法の一部を改正する法律	平成 28 年 8 月施行	障がい者をめぐる国内外の動向、発達障害者支援法の施行の状況等に鑑み、発達障がい者の支援の一層の充実を図るため、発達障害者支援法の改正が平成 28 年 6 月に成立した。
法定雇用率の引き上げ	平成 29 年 5 月決定	民間企業の法定雇用率を 2.0%から平成 30 年 4 月から 2.2%に、また令和 3 年 3 月末までに 2.3%に引き上げられた。平成 30 年 4 月より施行された改正障害者雇用促進法によって、これまでの身体障がい者と知的障がい者に加え、新たに精神障がい者も雇用義務の対象とされた。

制度の動向	時期	概要
介護保険法等の一部改正	平成 30 年 4 月施行	高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保するため、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が平成 29 年 6 月に制定された。 高齢者と障がい者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉制度に、新たに共生型サービスを位置付けることが示された。
障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正	平成 30 年 4 月施行	障がい者の「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援ニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が平成 28 年 5 月に制定された。
地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律	平成 30 年 4 月施行	複合化した課題を抱える個人や世帯に対する支援、「制度の狭間」の問題など、既存制度で解決が困難な課題の解決を図るため、地域住民による支え合いと公的支援が連動した包括的支援体制の構築をめざし、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、社会福祉法が改正された。
障害者による文化芸術活動の推進に関する法律 (障害者文化芸術活動推進法)	平成 30 年 6 月施行	障がい者による文化芸術活動の推進に関し、基本理念、基本計画の策定、その他の基本的事項を定めることにより、障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的として制定された。
視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律 (読書バリアフリー法)	令和元年 6 月施行	視覚障がい、発達障がい、肢体不自由などの障がいによって読書が困難な人々の、読書環境を整備することをめざし制定された。「障害の有無にかかわらずすべての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現」を目的とし、国や自治体に、視覚障がい者等の読書環境を整備する責務を定められた。
障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正	令和 2 年 4 月施行	障がい者雇用を一層促進するため、事業主に対する短時間労働以外の労働が困難な状況にある障がい者の雇入れ及び継続雇用の支援、国及び地方公共団体における障がい者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずることが定められた。
医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 (医療的ケア児支援法)	令和 3 年 9 月施行	医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的として「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が制定された。
障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法	令和 4 年 5 月施行	障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が制定された。

制度の動向	時期	概要
東京都手話言語条例	令和4年 9月施行	手話が独自の文法を持つ一つの言語であるという認識の下、手話を使用しやすい環境づくりを推進することにより、手話を必要とする者の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活することができる共生社会を実現するため「東京都手話言語条例」が制定された。
障害者基本計画の策定	令和5年 3月決定	障害者基本法第11条第1項の規定に基づき、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定され、政府が講ずる障がい者施策の基本的計画として位置付けられた。令和5年3月に閣議決定され、第5次計画として、令和5年度から令和9年度が対象年度となっている。
障害者総合支援法の一部改正	令和5年 4月及び 令和6年 4月施行	障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障がい者等の希望する生活を実現するため、令和4年12月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」が公布された。
精神保健福祉法の一部改正	令和5年 4月及び 令和6年 4月施行	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」の制定により、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」についても一部改正された。精神保健福祉法が障害者基本法の基本的な理念にのっとり、精神障がい者の権利擁護を図るものであることを明確にするとともに、地域生活の支援の強化等により精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制を整備するためのもの。
障害者雇用促進法の一部改正	令和5年 4月及び 令和6年 4月施行	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」の制定により、「障害者の雇用の促進等に関する法律」についても一部改正された。事業主の責務として障がい者の職業能力の開発及び向上が含まれることの明確化、週所定労働時間10時間以上20時間未満で働く重度の障がい者や精神障がい者の実雇用率への算定による障がい者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進、企業が実施する職場環境の整備や能力開発のための措置等への助成による障がい者雇用の質の向上などが盛り込まれた。
法定雇用率の引き上げ	令和6年 4月施行	雇い入れに係る計画的な対応が可能となるよう、令和5年度においては2.3%で据え置き、令和6年度から2.5%、令和8年度から2.7%と段階的に引き上げることとされている。なお、国及び地方公共団体等については、3.0%（教育委員会は2.9%）とされ、段階的な引き上げに係る対応は民間事業主と同様となる。
障害者差別解消法の一部改正	令和6年 4月施行	障がいを理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障がいを理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる、障害者差別解消法の改正が令和3年6月に成立した。
障害者総合支援法の対象疾病（難病等）の見直し	令和6年 4月適用	障害者総合支援法の対象となる難病等の範囲を検討するため、「障害者総合支援法対象疾病検討会」において、疾病の要件や対象疾病の検討を行うこととしている。令和5年3月に開催した第9回検討会において対象疾病の検討が行われ、366疾病→369疾病に見直す方針が取りまとめられた。

2 板橋区障がい福祉計画（第6期）及び障がい児福祉計画（第2期）の計画目標と実績

項目	国の基本指針	目標	実績
福祉施設の入所者の地域生活への移行	施設入所から地域移行者	24名以上	4名
	施設入所者数	7名以上削減	13名削減
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築の推進	協議の場を活用した検討・整備	実施
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	地域生活支援拠点等の確保・充実	地域生活支援拠点等の確保・充実に向けた検証・検討	実施
福祉施設から一般就労への移行等	一般就労移行者	108名以上 ・移行支援：90名以上 ・就労A型：4名以上 ・就労B型：14名以上	77名 ・移行支援：61名 ・就労A型：3名 ・就労B型：8名
	一般就労移行者のうち、就労定着支援事業利用者	76名以上	16名
	就労定着率8割以上の就労定着支援事業所数	5事業所以上	7事業所
相談支援体制の充実・強化等	相談支援体制の充実・強化等	実施	実施
障がい福祉サービス等の質の向上	障がい福祉サービス等の質の向上	実施	実施
障がい児支援の提供体制の確保	児童発達支援センターの設置	2か所以上 (現状維持及び充実)	3か所 (現状維持及び充実)
	保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	実施 (現状維持及び充実)	実施 (現状維持及び充実)
	重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	1か所以上	0か所
	重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	実施 (現状の維持・充実)	実施 (現状の維持・充実)
	医療的ケア児支援の協議の場の設置	実施	実施
	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	実施	実施

* 令和5年12月1日時点

3 板橋区障がい者実態調査結果

回答は各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（%）で示してあります。複数回答が可能な設問があることや、端数を四捨五入しているため、回答比率の合計が100.0%とならない場合があります。

なお、回答者数（n）が30未満の場合、比率が上下しやすいため、傾向を見るにとどめ、本文中ではふれていない場合があります。

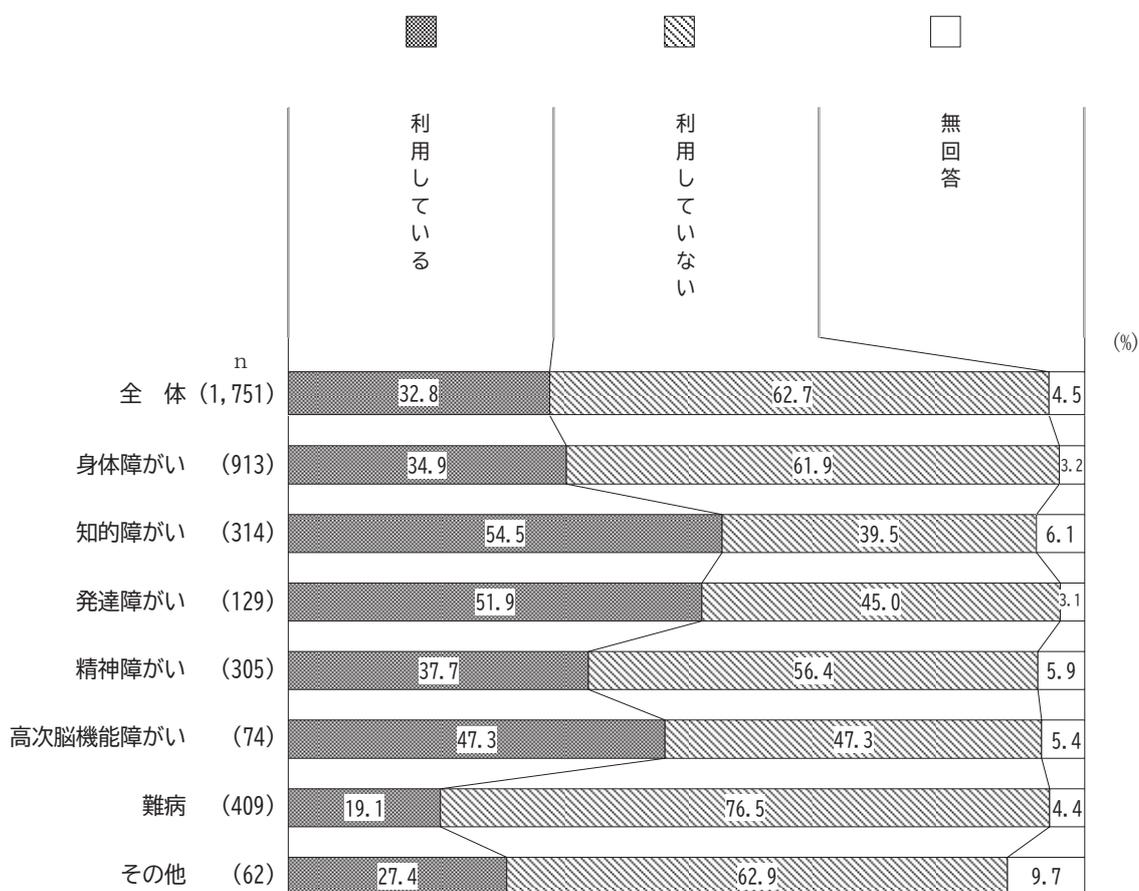
ここでは、障がい福祉サービスの利用状況や就労・園や学校生活・災害時の困りごと、共生社会の実現に向けて力を入れるべきことなど、計画の本編に関連性の深い回答を掲載していますので、全調査結果については、区ホームページ等で公表している「板橋区障がい者実態調査報告書」をご覧ください。

(1) 障がい福祉サービスの利用状況

【障がい者】

現在、障がい福祉サービスを全体で「利用している」と答えた人は32.8%、「利用していない」と答えた人は62.7%となっています。

障がい種別で見ると、知的障がい（54.5%）、発達障がい（51.9%）では5割台、高次脳機能障がい（47.3%）と「利用している」が高くなっています。一方、難病では「利用していない」と答えた人が76.5%を占め、身体障がいも61.9%と高くなっています。

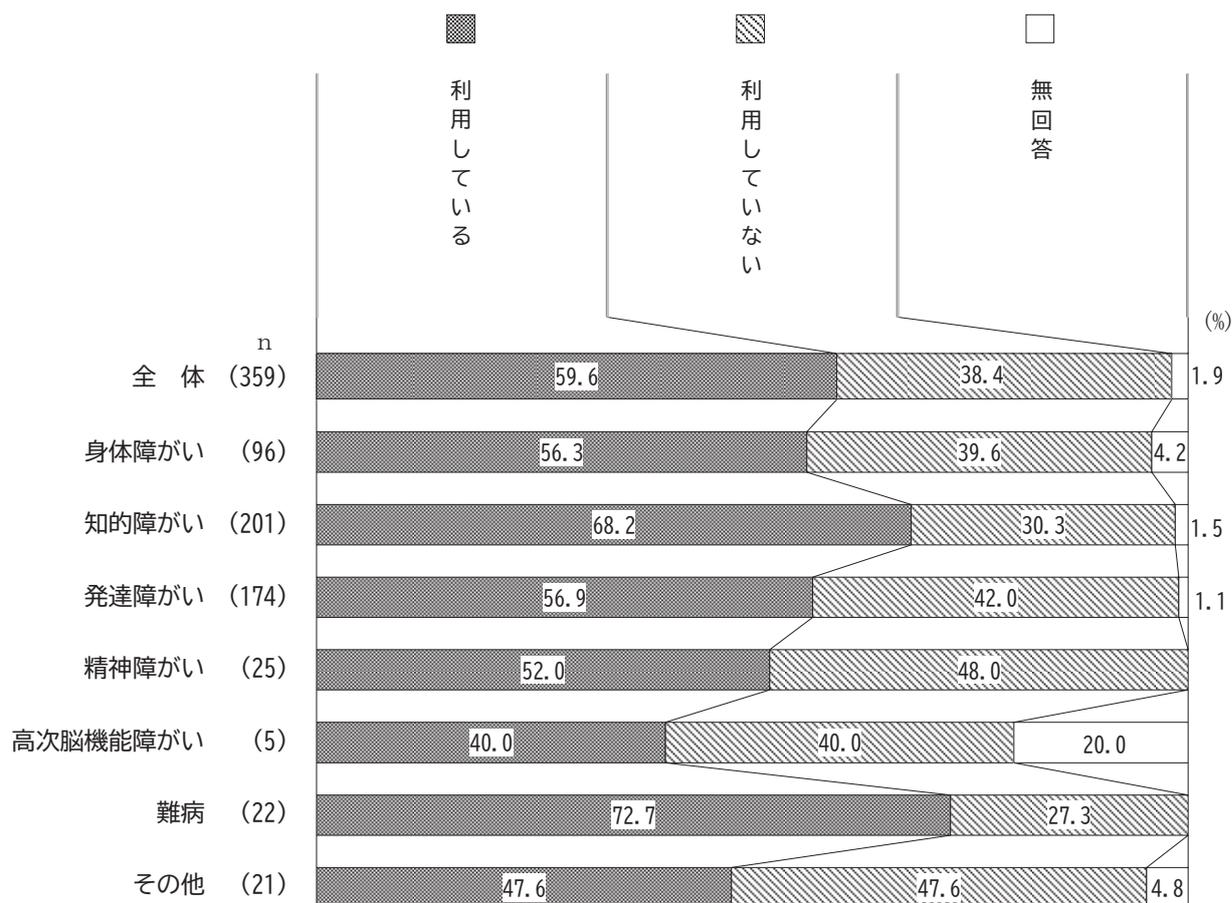


【障がい児】

現在、障がい福祉サービスを全体で「利用している」と答えた人は59.6%、「利用していない」と答えた人は38.4%となっています。

障がい種別で見ると、知的障がいでは「利用している」と答えた人が68.2%と高く、発達障がい（56.9%）、身体障がい（56.3%）は5割台となっています。

サンプル数は30件未満と少ないですが、難病、精神障がいで「利用している」が高い傾向にあります。



(2) 園や学校生活での困りごと

【障がい者】

園や学校生活での困りごとは、全体で「通うのが大変」と「障がいに対する理解や配慮が引き継がれない」がともに 14.0%、「先生の理解や配慮が足りない場合がある」が 12.0%となっています。一方、「特に困っていることはない」は 68.0%と最も高くなっています。

障がい種別	園や学校生活での困りごと	調査数 (n)	(%)								
			通うのが大変	トイレなどの施設が整っていない	先生の理解や配慮が足りない場合がある	障がいに対する理解や配慮が引き継がれない	まわりの児童・生徒たちの理解が得られにくい	医療的なケアが受けられない	その他	特に困っていることはない	無回答
全体		50	14.0	2.0	12.0	14.0	8.0	2.0	2.0	68.0	2.0
身体障がい		32	12.5	3.1	15.6	18.8	6.3	3.1	3.1	68.8	-
知的障がい		13	15.4	-	-	7.7	-	-	-	76.9	7.7
発達障がい		8	12.5	-	-	12.5	25.0	-	-	62.5	-
精神障がい		1	-	-	-	-	100.0	-	-	-	-
高次脳機能障がい		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
難病		4	25.0	-	25.0	25.0	25.0	-	-	50.0	-
その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

* この問は、回答を複数選択できるため、各回答の割合を足し上げても 100%にはなりません。

【障がい児】

園や学校生活での困りごとは、全体で「先生の理解や配慮が足りない場合がある」が23.4%と高く、次いで「障がいに対する理解や配慮が引き継がれない」(18.7%)、「通うのが大変」(18.1%)、「まわりの児童・生徒たちの理解が得られにくい」(15.0%)が1割台となっています。一方、「特に困っていることはない」は47.0%と最も高くなっています。

障がい種別ごとに比較すると、発達障がいでは「先生の理解や配慮が足りない場合がある」(32.7%)、「障がいに対する理解や配慮が引き継がれない」(24.2%)、「まわりの児童・生徒たちの理解が得られにくい」(21.6%)がそれぞれほかの障がい種別より高くなっています。

サンプル数は30件未満と少ないですが、精神障がいでも「先生の理解や配慮が足りない場合がある」が高い傾向にあります。難病では「通うのが大変」が高い傾向にあります。

障がい種別	園や学校生活での困りごと	調査数 (n)	(%)								
			通うのが大変	整っていないなどの施設が	足りない理解や配慮がある	配慮が引継がれない	理解が得られにくい	受け入れられないケアが	その他	ことは困っていない	無回答
全体		321	18.1	2.8	23.4	18.7	15.0	0.9	7.5	47.0	5.0
身体障がい		86	22.1	3.5	18.6	14.0	10.5	3.5	5.8	48.8	3.5
知的障がい		195	21.5	3.1	20.0	15.4	11.3	0.5	6.2	49.7	4.6
発達障がい		153	15.7	2.6	32.7	24.2	21.6	-	9.8	42.5	5.2
精神障がい		17	23.5	-	47.1	35.3	29.4	-	17.6	17.6	11.8
高次脳機能障がい		4	-	-	25.0	25.0	75.0	-	25.0	25.0	-
難病		20	30.0	5.0	25.0	15.0	15.0	-	10.0	35.0	5.0
その他		17	-	5.9	23.5	11.8	11.8	-	-	64.7	11.8

* この問は、回答を複数選択できるため、各回答の割合を足し上げてても100%にはなりません。

(3) 仕事上での困りごと

【障がい者】

仕事上での困りごとは、全体で「給与・工賃などの収入が少ない」が 31.1%と高く、次いで「職場の人間関係」が 19.3%、「通勤が大変」が 15.8%となっています。一方、「特に困っていることはない」が 38.1%と最も高くなっています。

障がい種別でみると、精神障がい (43.4%)、知的障がい (41.2%) が4割台、発達障がい (36.8%) と「給与・工賃などの収入が少ない」が高くなっています。一方、身体障がいと難病 (ともに 42.6%) では「特に困っていることはない」が最も高くなっています。

障がい種別ごとに比較すると、発達障がい (34.2%)、知的障がい (30.5%)、精神障がい (30.2%) では「職場の人間関係」が3割台とほかの障がい種別より高くなっています。

仕事上での困りごと 障がい種別		調査数 (n)	(%)										
			給与・工賃などの収入が少ない	勤務時間、日数が多く体力的に不安	通勤が大変	業務内容が合わない	職場の人間関係	職場の設備が障がいに対応していない	障がいに対する職場の理解不足	職場外で相談相手がいない	その他	特に困っていることはない	無回答
全体	753	100.0	31.1	13.0	15.8	5.6	19.3	5.6	13.7	5.4	4.2	38.1	2.4
身体障がい	364	100.0	27.5	11.8	16.2	4.9	13.2	6.9	14.3	5.2	3.6	42.6	2.5
知的障がい	131	100.0	41.2	6.1	13.7	8.4	30.5	3.8	9.2	8.4	1.5	33.6	3.1
発達障がい	76	100.0	36.8	9.2	17.1	13.2	34.2	7.9	17.1	6.6	7.9	21.1	3.9
精神障がい	106	100.0	43.4	17.9	19.8	11.3	30.2	6.6	24.5	10.4	9.4	17.0	2.8
高次脳機能障がい	13	100.0	23.1	-	30.8	7.7	15.4	7.7	15.4	15.4	7.7	46.2	-
難病	197	100.0	23.4	19.8	15.7	3.0	16.2	6.1	12.7	3.6	4.1	42.6	2.5
その他	21	100.0	19.0	19.0	23.8	4.8	14.3	4.8	9.5	-	14.3	38.1	4.8

* この問は、回答を複数選択できるため、各回答の割合を足し上げてても 100%にはなりません。

(4) 災害時の困りごと

【障がい者】

災害時に困ることは、全体で「投薬や治療が受けられない」が 50.0%と最も高く、次いで「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」が 44.8%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が 37.3%となっています。

障がい種別で見ると、難病（67.0%）、精神障がい（61.0%）では「投薬や治療が受けられない」が6割台、高次脳機能障がい（51.4%）、知的障がい（51.3%）では「安全なところまで、迅速に避難することができない」が5割台、発達障がい（49.6%）、知的障がい（48.1%）、身体障がい（47.6%）では「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」が4割台と高くなっています。

障がい種別ごとに比較すると、知的障がい、発達障がいでは「周囲とコミュニケーションがとれない」、「救助を求めることができない」がほかの障がい種別より高くなっています。

障がい種別	災害時の困りごと	調査数（n）	（%）										
			投薬や治療が受けられない	補装具の使用が困難になる	補装具や日常生活用具の入手が できなくなる	救助を求めることができない	安全なところまで、迅速に 避難することができない	被害状況、避難場所などの 情報が入手できない	周囲とコミュニケーションが とれない	避難場所の設備（トイレなど）や 生活環境が不安	その他	特 に な い	無 回 答
全 体		1,751 100.0	50.0	7.5	9.4	18.1	37.3	19.4	18.0	44.8	5.0	11.5	6.5
身体障がい		913 100.0	47.4	11.3	12.7	18.2	44.5	19.9	14.6	47.6	5.8	10.5	6.2
知的障がい		314 100.0	34.1	5.7	8.6	39.8	51.3	30.9	41.7	48.1	7.6	8.0	8.3
発達障がい		129 100.0	44.2	5.4	9.3	35.7	34.9	19.4	45.7	49.6	6.2	9.3	6.2
精神障がい		305 100.0	61.0	3.0	6.6	16.4	28.9	20.7	24.3	46.2	4.9	11.1	7.9
高次脳機能障がい		74 100.0	41.9	20.3	17.6	28.4	51.4	21.6	14.9	43.2	5.4	6.8	10.8
難病		409 100.0	67.0	6.1	7.8	11.7	30.8	11.7	7.3	47.9	5.1	9.0	5.6
その他		62 100.0	45.2	8.1	12.9	17.7	38.7	17.7	16.1	41.9	4.8	14.5	8.1

* この問は、回答を複数選択できるため、各回答の割合を足し上げてても 100%にはなりません。

【障がい児】

災害時に困ることは、全体で「安全なところまで、迅速に避難することができない」(58.8%)、「周囲とコミュニケーションがとれない」(54.6%)が5割台と高く、次いで「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」(49.3%)、「救助を求めることができない」(42.1%)、「被害状況、避難場所などの情報が入手できない」(40.9%)が4割台となっています。

障がい種別ごとに比較すると、知的障がいでは「安全なところまで、迅速に避難することができない」が70.1%、知的障がい(65.7%)、発達障がい(63.2%)では「周囲とコミュニケーションがとれない」が6割台と高くなっています。身体障がいは「投薬や治療が受けられない」(44.8%)、「補装具や日常生活用具の入手ができなくなる」(26.0%)がほかの障がい種別よりそれぞれ高くなっています。

サンプル数は30件未満と少ないですが、難病では「投薬や治療が受けられない」、「補装具や日常生活用具の入手ができなくなる」、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が高い傾向にあります。

障がい種別	災害時の困りごと	調査数(n)	(%)												
			投薬や治療が受けられない	補装具の使用が困難になる	補装具や日常生活用具の入手ができなくなる	救助を求めることができない	避難するところまで、迅速に	安全なところまで、迅速に	情報が入手できない	被害状況、避難場所などの	周囲とコミュニケーションが	避難場所の設備（トイレなど）や	生活環境が不安	その他	特にな
全体		359	28.1	6.4	9.7	42.1	58.8	40.9	54.6	49.3	8.6	6.1	4.5		
身体障がい		96	44.8	13.5	26.0	41.7	63.5	34.4	38.5	52.1	8.3	4.2	6.3		
知的障がい		201	30.8	6.0	10.0	51.7	70.1	47.8	65.7	58.2	9.0	6.5	2.0		
発達障がい		174	25.3	2.3	5.2	44.3	59.8	49.4	63.2	52.3	7.5	5.7	4.6		
精神障がい		25	44.0	4.0	4.0	52.0	60.0	48.0	56.0	64.0	8.0	-	-		
高次脳機能障がい		5	40.0	-	-	20.0	40.0	20.0	40.0	-	20.0	-	20.0		
難病		22	77.3	18.2	36.4	50.0	81.8	40.9	59.1	77.3	13.6	-	-		
その他		21	28.6	4.8	4.8	28.6	38.1	38.1	42.9	38.1	19.0	14.3	4.8		

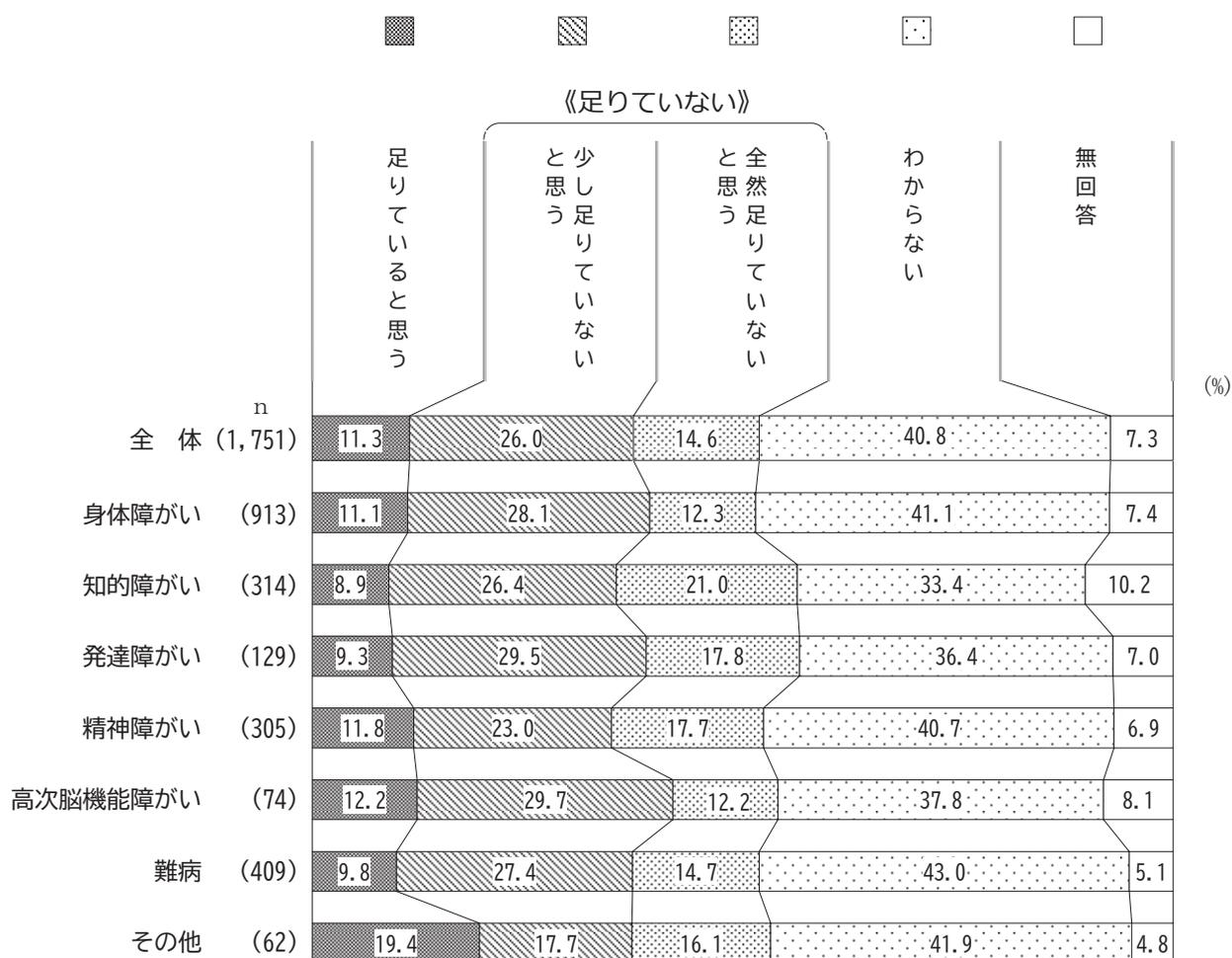
* この問は、回答を複数選択できるため、各回答の割合を足し上げても100%にはなりません。

(5) 障がいのある人への区民の対応や理解度

【障がい者】

障がいのある人への区民の対応や理解度は、全体で「足りていると思う」と答えた人が11.3%となっています。一方、「少し足りていないと思う」(26.0%)、「全然足りていないと思う」(14.6%)を合わせた「足りていない」は40.6%となっています。「わからない」と答えた人は40.8%となっています。

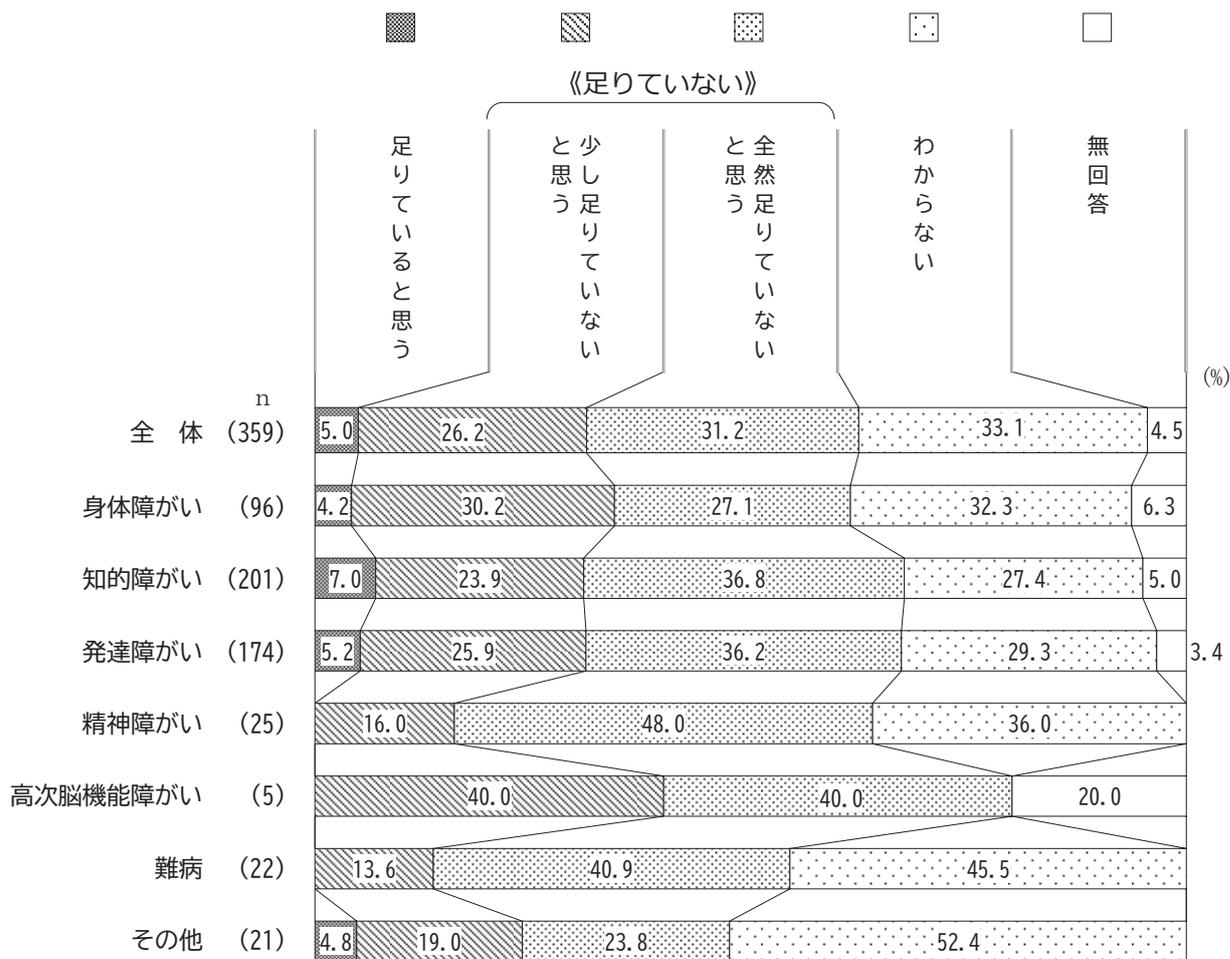
いずれの障がい種別でも、区民の対応や理解度が「足りていない」と答えた人が4割台と高くなっています。



【障がい児】

障がいのある人への区民の対応や理解度は、全体で「足りていると思う」と答えた人が5.0%となっています。一方、「少し足りていないと思う」(26.2%)、「全然足りていないと思う」(31.2%)を合わせた「足りていない」は57.4%となっています。「わからない」と答えた人は33.1%となっています。

いずれの障がい種別でも、区民の対応や理解度が「足りていない」と答えた人が5割以上と高くなっています。



【一般区民】

障がいのある人への区民・地域の対応や理解度が「少し足りていないと思う」(25.4%)、「全然足りていないと思う」(25.7%) を合わせた「足りていない」(51.1%) は過半数となっています。一方、「足りていると思う」と答えた人は5.0%と低くなっています。



(6) 共生社会の実現のために力を入れるべきこと

【障がい者】

共生社会の実現のために力を入れるべきことは、全体で「障がい者の一般企業への就労の促進」が 42.4%と最も高く、次いで「学校での障がいに関する教育や情報の提供」が 38.3%、「地域行事への障がい者の参加を促進するなど、地域住民などとの交流の場を増やすこと」が 25.4%となっています。

障がい種別ごとに比較すると、発達障がい（48.1%）、難病（44.5%）、知的障がい（42.7%）では、「学校での障がいに関する教育や情報の提供」が4割台とほかの障がい種別より高くなっています。

障がい種別	共生社会の実現のために力を入れるべきこと	調査数（n）	（%）										
			交流の場を増やすこと	地域行事への障がい者の参加を促進する	情報提供	学校での障がいに関する教育や	開催	普及啓発	障がい者イベントの開催	障がい者作品展や障がい者と交流する	通常の学級への受け入れやインクルージョン教育の推進	障がい者の一般企業への就労の促進	その他
全体		1,751 100.0	25.4	38.3	23.0	8.2	20.4	42.4	4.0	13.9	11.0		
身体障がい		913 100.0	24.6	39.1	21.7	7.9	20.9	41.8	4.8	13.3	11.1		
知的障がい		314 100.0	29.3	42.7	25.5	13.1	24.8	35.4	2.9	9.2	14.6		
発達障がい		129 100.0	31.8	48.1	29.5	9.3	23.3	42.6	3.9	5.4	9.3		
精神障がい		305 100.0	18.0	33.1	27.9	7.2	18.0	44.9	4.3	16.1	11.5		
高次脳機能障がい		74 100.0	28.4	27.0	13.5	8.1	12.2	36.5	6.8	16.2	10.8		
難病		409 100.0	26.7	44.5	23.0	6.8	22.2	43.8	4.2	14.4	7.3		
その他		62 100.0	33.9	24.2	25.8	12.9	24.2	33.9	8.1	14.5	12.9		

* この問は、回答を複数選択できるため、各回答の割合を足し上げてても 100%にはなりません。

【障がい児】

共生社会の実現のために力を入れるべきことは、全体で「学校での障がいに関する教育や情報の提供」が70.2%と最も高く、次いで「通常の学級への受け入れやインクルージョン教育の推進」(46.0%)、「障がい者の一般企業への就労の促進」(42.6%)が4割台となっています。

障がい種別で見ると、すべての障がい種別で「学校での障がいに関する教育や情報の提供」が高くなっています。

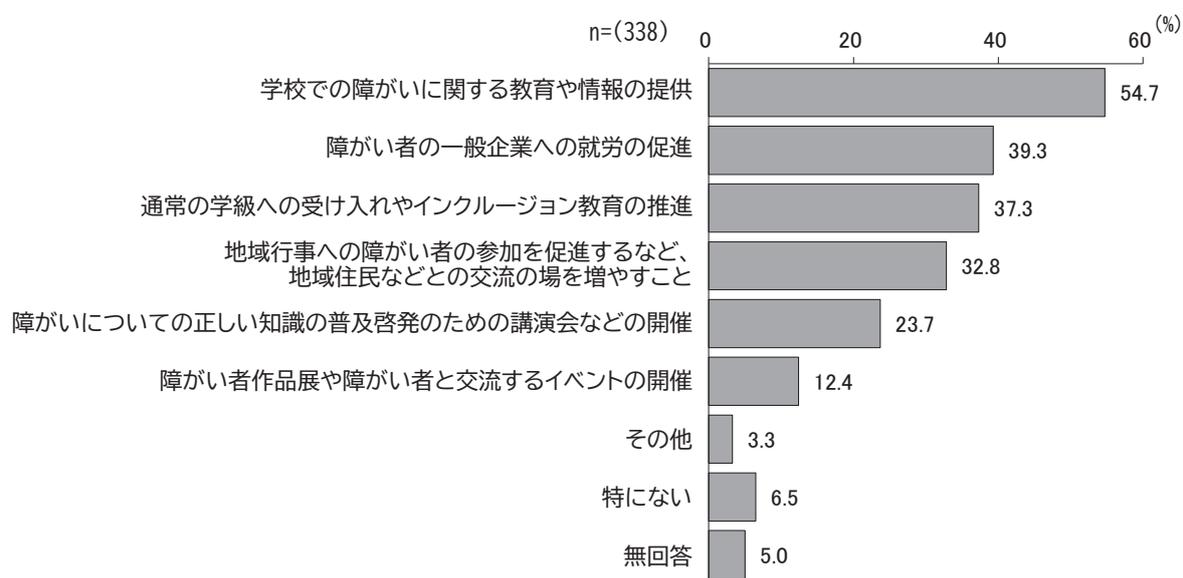
障がい種別ごとに比較すると、発達障がいでは「障がい者の一般企業への就労の促進」が47.1%とほかの障がい種別より高くなっています。

障がい種別	共生社会の実現のために力を入れるべきこと	調査数 (n)	(%)								
			交流の場を増やすこと	地域行事への障がい者の参加を促進する	学校での障がいに関する教育や情報の提供	開催啓発のための講演など	障がい者イベントの開催	通常の学級への受け入れや推進	障がい者の一般企業への就労の促進	その他	特になし
全体		359	20.1	70.2	17.0	8.6	46.0	42.6	7.0	2.8	7.8
身体障がい		96	20.8	69.8	13.5	10.4	46.9	38.5	9.4	3.1	7.3
知的障がい		201	25.9	71.1	16.4	11.9	39.8	40.8	6.0	2.0	8.0
発達障がい		174	19.0	73.0	20.1	6.9	49.4	47.1	5.7	1.1	9.2
精神障がい		25	12.0	72.0	12.0	-	44.0	32.0	-	8.0	8.0
高次脳機能障がい		5	-	80.0	60.0	-	60.0	40.0	-	-	20.0
難病		22	27.3	72.7	22.7	9.1	54.5	36.4	4.5	4.5	4.5
その他		21	23.8	66.7	9.5	4.8	42.9	33.3	9.5	4.8	4.8

* この問は、回答を複数選択できるため、各回答の割合を足し上げてても100%にはなりません。

【一般区民】

共生社会の実現のために力を入れるべきことは、「学校での障がいに関する教育や情報の提供」が 54.7%と最も高く、次いで「障がい者の一般企業への就労の促進」が 39.3%、「通常の学級への受け入れやインクルージョン教育の推進」が 37.3%となっています。



* この問は、回答を複数選択できるため、各回答の割合を足し上げても 100%にはなりません。

4 板橋区地域保健福祉計画推進本部

(1) 板橋区地域保健福祉計画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 「いたばし健康福祉都市宣言」の実現のための総合的な地域保健福祉施策の推進を図るため、板橋区地域保健福祉計画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(組織)

第2条 推進本部は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。

- (1) 本部長は、区長とする。
- (2) 本部長は、推進本部を総理する。
- (3) 副本部長は、副区長及び教育長の職にある者をもって充てる。
- (4) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (5) 本部員は、板橋区組織規則で定める部長及び担当部長、保健所長並びに板橋区教育委員会事務局組織規則で定める事務局次長及び担当部長の職にある者をもって充てる。

(所掌事項)

第3条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域保健福祉計画の策定に関すること。
- (2) 地域保健福祉計画に係る諸施策の協議及び推進に関すること。
- (3) 地域保健福祉計画の推進の総合調整に関すること。
- (4) その他地域保健福祉に関わる重要な事項に関すること。

2 計画の推進にあたっては、必要に応じ、区民及び学識経験者その他区長が必要と認めた者で構成される板橋区地域保健福祉計画推進協議会（以下「協議会」という。）の助言を得るものとし、協議会の設置については、別の要綱に定めるものとする。

(会議)

第4条 本部長は、必要に応じて副本部長及び本部員を招集し、会議を主宰する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係職員を推進本部に出席させ、意見を聞くことができる。

(幹事会)

第5条 推進本部の円滑な運営を図るため、推進本部に幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事で構成する。
- 3 幹事長は、福祉部長の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事長は、幹事会の会務を総務する。
- 5 副幹事長は、健康生きがい部長の職にある者をもって充てる。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、幹事長が必要と認める場合は、別表に掲げる職にある者以外の者を幹事とすることができる。
- 8 幹事会は、本部会議に付議する事案について調査及び検討する。
- 9 幹事会は、幹事長が招集する。
- 10 幹事長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係職員を幹事会に出席させ、意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 推進本部の事務局は、福祉部生活支援課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉部長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年3月29日から施行する。

(板橋区地域保健福祉計画策定検討委員会設置要綱の一部改正)

2 板橋区地域保健福祉計画策定検討委員会設置要綱(平成16年7月12日一部改正)第3条第4項に規定する別表第2に「教育委員会学務課長」を追加する。

付 則

この要綱の別表第2の改正は平成18年6月23日から施行する。

付 則

この要綱の第2条第3号の改正は平成19年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱の一部改正は平成22年12月15日から施行する。

2 板橋区地域保健福祉計画策定検討委員会設置要綱(平成9年6月16日区長決定)は、廃止する。

付 則

この要綱の一部改正は平成25年8月26日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、決定の日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、決定の日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、決定の日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は令和3年4月1日から施行する。

幹事	板橋区保健所長 政策経営部政策企画課長 政策経営部財政課長 危機管理部地域防災支援課長 区民文化部地域振興課長 健康生きがい部長寿社会推進課長 健康生きがい部介護保険課長 健康生きがい部健康推進課長 健康生きがい部予防対策課長 健康生きがい部板橋健康福祉センター所長 健康生きがい部おとしより保健福祉センター所長 福祉部生活支援課長 福祉部障がい政策課長 福祉部障がいサービス課長 福祉部板橋福祉事務所長 子ども家庭部子ども政策課長 教育委員会事務局教育総務課長 教育委員会事務局学務課長
----	---

5 板橋区障がい福祉計画等策定委員会

(1) 板橋区障がい福祉計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 板橋区(以下「区」という。)における障がい者に関する総合的な施策を定める「障がい者計画」を策定するとともに、必要な障がい福祉サービス等の計画的な提供を定める「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」を策定するに当たり、協議及び調査検討を行うことを目的とする、板橋区障がい福祉計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、区長に報告する。

- (1) 区の障がい者に関する総合的な施策を定める「障がい者計画」について
- (2) 障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等のサービス種類ごとの必要量の見込み
- (3) 障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等のサービス種類ごとの必要見込み量の確保のための方策
- (4) 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- (5) その他障がい福祉サービス、相談支援及び区市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項
- (6) その他計画策定に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織し、委員は、次の各号に掲げる者のうちから区長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障がい当事者等
- (3) 保健医療関係者
- (4) 障がい福祉関係機関
- (5) 区民の代表者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は令和6年3月末日までとし、補欠又は増員により委嘱又は任命された委員の任期も、また同様とする。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(会議の公開)

第7条 委員会は、公開とする。ただし、委員長が必要と認め、委員会の委員の過半数の決議を経たときは非公開とすることができる。

(部会の設置)

第8条 委員会に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員会が定める事項について調査検討を行う。
- 3 部会は、委員長が指名する委員及び臨時委員をもって構成する。
- 4 委員長は、前項の規定にかかわらず、調査検討するため必要があると認める者を部会員とすることができる。
- 5 部会に、部会長及び副部会長を置く。
- 6 部会長は委員長が、副部会長は部会長が部会の委員の中からそれぞれ指名する。
- 7 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 8 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 9 部会は、部会長が招集する。

(謝礼)

第9条 委員、臨時委員及び前条第4項に規定する部会員については、謝礼を支払うことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、福祉部障がい政策課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(2) 板橋区障がい福祉計画等策定委員名簿

役 職	氏 名	所 属
委員長	丸 山 晃	立教大学 コミュニティ福祉研究所 研究員
副委員長	齋 藤 英 治	公益社団法人板橋区医師会 会長
委 員	藤井 亜紀子	板橋区肢体不自由児者父母の会
〃	渡辺 理津子	板橋区手をつなぐ親の会
〃	鈴 木 正 子	板橋区発達障害児者親の会（I Jの会）
〃	宮 副 和 歩	板橋区医療的ケア児親の会
〃	越 智 大 輔	一般社団法人板橋区聴覚障害者協会
〃	熊 懐 敬	板橋区視覚障害者福祉協会
〃	下 野 勤 世	板橋区難病当事者と家族連絡会
〃	条 原 仁 美	板橋区民生・児童委員協議会
〃	佐々木 章吾	板橋区障がい者就労支援センター （ハート・ワーク）
〃	松村 美穂子	社会福祉法人 J H C 板橋会 指定相談事業所スペースピア
〃	宮川 裕三子	東京都立志村学園（肢体不自由教育部門）
〃	土 岐 祥 子	公益財団法人東京 Y W C A キッズガーデン
〃	平 木 孝 典	公募委員

6 板橋区地域自立支援協議会

(1) 板橋区地域自立支援協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第89条の3第1項の規定に基づく協議会として、板橋区地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会は、板橋区における障がい者福祉に関する問題について、相談支援事業の中立・公正な実施及び地域の障がい福祉関係機関の連携強化等を図るため、地域の障がい福祉に関する仕組みづくりの中核的な役割を果たす定期的な協議の場とする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 相談支援事業の運営・評価、今後のあり方に関すること。
- (2) 地域の障がい福祉関係機関との連携体制の構築等に関すること。
- (3) 障がい者が適切にサービス利用するための関係者による連絡調整の促進に関すること。
- (4) 困難事例の対応についての協議及び調整に関すること。
- (5) 相談支援に係わる人材の資質向上に関すること。
- (6) 障がい福祉の増進に必要な事項に関する協議
- (7) 障害者総合支援法第88条第1項の規定により市町村障害福祉計画として定める板橋区障がい福祉計画を変更しようとするときに、意見を述べること。
- (8) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。)第17条第1項の規定に基づき組織される障害者差別解消支援地域協議会(以下「地域協議会」という。)が行う同法第18条第1項から第2項までに規定する事務に関すること。
- (9) その他、区長が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者のうちから区長が委嘱又は任命する委員(以下「委員」という。)15名以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障がい当事者等
- (3) 保健医療関係者
- (4) 子育て・教育関係機関
- (5) 相談支援事業者
- (6) 障がい福祉サービス事業者等
- (7) 企業・就労支援機関等雇用関係者
- (8) 民生委員
- (9) 公募委員
- (10) 区職員

(差別解消支援専門委員)

第4条 第2条第8号の地域協議会に関し必要があると認めるときは、差別解消支援専門委員を置くことができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 委員及び差別解消支援専門委員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱の日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。ただし、補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員等（区職員のうちから任命する委員を除く。）は、任期の通算5期を限度として再任することができる。ただし、公募委員の任期は1期限りとする。

(会議)

第7条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(会議の公開)

第8条 協議会は、公開とする。ただし、会長が必要と認め、協議会の決議を経たときは非公開とすることができる。

(部会の設置)

第9条 協議会の下に、次の各号に掲げる部会を設置することができる。なお、その部会の意義は当該各号に定めるところによる。

(1) 定例部会

障がい福祉事業に携わる関係者により、事業に関する諸課題を検討し、協議会への提言及び報告を行う部会をいう。課題の種類は、会長が決定し、課題ごとに設置する。

(2) 専門・作業部会（以下「専門部会」という）

協議会で承認された特定課題について検討又は実務的な作業等を行い、協議会に報告する部会をいう。

2 部会に部会長及び副部会長を置く。ただし、専門部会の副部会長についてはこれを置かないことができる。

3 部会長は会長が、副部会長及び部会員は部会長が委員又は障がい福祉事業に携わる関係者等の中から指名する。

4 部会に、必要に応じ、臨時委員を置くことができる。

5 臨時委員は、特定課題に専門的に対応できる知識又は経験を有する者の中から会長又は部会長が選定する。

6 部会長は、部会を招集し、会務を総理する。

7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(謝礼)

第10条 会長、副会長及び委員等並びに前条第2項に規定する部会長、副部会長及び第4

項に規定する臨時委員については、謝礼を支払うことができる。

(庶務)

第 11 条 協議会の庶務は、福祉部障がい政策課において処理する。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱される協議会の委員の任期は、第 5 条の規定にかかわらず、平成 21 年 3 月 31 日までとする。
- 3 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

7 検討経過

会 議	開催日	検討内容
第1回 策定委員会	令和5年4月28日(金)	板橋区障がい者計画 2030 及び障がい福祉計画(第7期)・障がい児福祉計画(第3期)の策定について
第1回 推進本部	令和5年5月16日(火)	同上
第1回 自立支援 協議会	令和5年5月19日(金)	同上
第2回 推進本部	令和5年8月1日(火)	板橋区障がい者計画 2030 及び障がい福祉計画(第7期)・障がい児福祉計画(第3期)の骨子案について
第2回 策定委員会	令和5年10月11日(水)	板橋区障がい者計画 2030 及び障がい福祉計画(第7期)・障がい児福祉計画(第3期)の素案について
第2回 自立支援 協議会	令和5年10月23日(月)	同上
第3回 推進本部	令和5年10月25日(水)	同上
第3回 策定委員会	令和6年1月17日(水)	板橋区障がい者計画 2030 及び障がい福祉計画(第7期)・障がい児福祉計画(第3期)の原案について
第4回 推進本部	令和6年1月23日(火)	同上
第3回 自立支援 協議会	令和6年1月26日(金)	同上

8 板橋区障がい福祉サービス等事業所一覧（令和6（2024）年1月時点）

（1）障がい福祉サービス事業所等

生活介護

名称	定員	名称	定員
イクトスマイム	55	東京都板橋区立小豆沢福祉園	54
癒しの里 雅	22	東京都板橋区立加賀福祉園	25
癒しの里 雅 小茂根	10	東京都板橋区立小茂根福祉園	40
癒しの里 雅 前野町	12	東京都板橋区立高島平福祉園	36
f t l ビー・ワーク	15	東京都板橋区立德丸福祉園	90
ココロネ板橋	50	東京都板橋区立三園福祉園	40
障害福祉サービス事業所 愛光	60	はすね福祉作業所	20
デイサポートセンター「あしたの風」	35	若葉ゆめの園多機能型事業所	35
東京都板橋区立赤塚福祉園	60		

自立訓練（機能訓練）

名称	定員
東京聴覚障害者支援センター	12

自立訓練（生活訓練）

名称	定員	名称	定員
R D デイケアセンター	14	コア・デイケア・センター	30
R D デイケアセンター・サテライト	6	サンライズ高島平	30
S - S T E P 板橋	10	東京聴覚障害者支援センター	12

就労移行支援

名称	定員	名称	定員
S - S T E P 板橋	6	チャレンジ板橋区役所前	20
F T L ビジネススクール 成増校	25	東京聴覚障害者支援センター	6
Cocorport 新板橋駅前 Office	20	東京都板橋福祉工場 就労移行支援事業所	10
社会就労センタープロデュース道	20	ヒューマングロー板橋	20
就労移行支援事業所 COCOCARA 板橋オフィス	20	まへの福祉作業所	6

就労定着支援

名称	名称
S - S T E P 板橋	社会就労センタープロデュース道
f t l ビジネス・スクール	チャレンジ板橋区役所前
GIF-TECH's	B e e c h
コア・デイケア・センター	ヒューマングロー板橋
Cocorport 新板橋駅前 Office	まへの福祉作業所

就労継続支援（A型）

名称	定員
ウィズミー	20
東京都板橋福祉工場 就労継続支援A型事業所	10
ベネッセソシアス板橋センター	40

就労継続支援（B型）

名称	定員	名称	定員
愛輪の里 雅	20	東京都板橋区立赤塚福祉園	40
愛輪の里 雅 小茂根	20	東京都板橋区立加賀福祉園	60
愛輪の里 雅 桜川	20	東京都板橋区立小茂根福祉園	30
愛輪の里 雅 前野町	20	東京都板橋区立高島平福祉園	30
f t l ビー・ワーク	20	東京都板橋区立高島平福祉園分場	20
おおやま福祉作業所	20	東京都板橋区立徳丸福祉園	40
GIF-TECH's	20	東京都板橋区立蓮根福祉園	60
GIF-TECH's 志村坂上	20	東京都板橋区立前野福祉園	30
コア・デイケア・センター	17	東京都板橋福祉工場 就労継続支援B型事業所	42
ココロネ板橋	20	ときわの杜	20
こもね作業所	20	とくまる福祉作業所	40
ジーコ	20	とくまる福祉作業所/クッキーハウスCosmos	10
JHC赤塚	20	ひあしんす城北	20
JHC大山	20	Beech	20
JHC秋桜	20	まえの福祉作業所	20
JHC志村	20	りそうとひかり	20
就労継続支援B型事業所 ななテラス	20	リトルハウス	20
泰心就労継続支援センター	20	Y'sコート ゆい	20
東京聴覚障害者支援センター	10		

短期入所（ショートステイ）

名称	名称
いずみの苑共生型短期入所事業所	心身障害児総合医療療育センター
オーベルジュぱざぱ	知的障害者短期入所 イクトス
ココロネ板橋	東京聴覚障害者支援センター
サンライズ高島平	東京都板橋区立赤塚福祉園 赤塚ホーム
ショートステイ「あしたの音」	Location of smile short stay

共同生活援助

名称	定員	名称	定員
アパルフェ板橋 / 大山Ⅰ	5	ステップ・ハウスⅢ	5
アパルフェ板橋 / 大山Ⅱ	5	つなぐの家	4
いなとも	4	ともがき板橋 宮本町	5
えんじゅ仲宿	5	ともがき板橋 若木	5
かたぐるまの家	4	ドリームハウスキャット北池袋A	4
グループホームえにし	4	ドリームハウスキャット北池袋B	2
グループホームえにし2	4	ドリームハウスキャット西台	3
グループホーム・ケアホーム「あしたの樹」	6	仲宿ハイム / かがやきハイム	6
グループホームコノヒカラ板橋北区Ⅰ	5	仲宿ハイム / 仲宿ハイム	7
グループホームコノヒカラ板橋北区Ⅱ	5	成増厚生病院グリーンハウスノーマ	6
グループホームコノヒカラ板橋北区Ⅳ	5	虹色のくれよん1号館	4
グループホームコノヒカラ板橋北区セカンドⅠ	5	にじのいえ	5
グループホームコノヒカラ板橋北区セカンドⅡ	5	ぬくもりの里 板橋	5
グループホームコノヒカラ板橋北区セカンドⅢ	5	ピアホームⅠ	5
グループホームコノヒカラ板橋北区セカンドⅣ	5	ピアホームⅡ	8
グループホームコノヒカラ板橋北区セカンドⅤ	5	陽彩はうす / ときわ台2	5
グループホームCompassion 赤塚新町グループホーム	4	ベアーハウス / 楓の樹	2
グループホームCompassion 赤塚8丁目グループホーム	5	ベアーハウス / グループホームしいの木	4
グループホームCompassion 高島平5丁目グループホーム	4	ベアーハウス / グループホーム志おん	4
グループホーム さやえんどう	6	ベアーハウス / グループホームてん	5
グループホーム パディ	7	ベアーハウス / グループホーム七星	4
グループホーム「はるもあ」	4	ベアーハウス / ケアホーム昴	4
グループホーム「はるもあ」 / ハウスリトルミィ	5	ベアーハウス / 第2ベアーハウス	4
グループホームひなたぼっこ	4	ベアーハウス / ベアーハウス	4
グループホームみらいと1	5	ベアーハウス / 北陽寮	4
クローバーグループホーム板橋 / 大山ユニット	7	ベアーハウス / メープルホーム	2
コアホーム	9	ホームさんさん	7
コアホーム2	4	ほのかⅠ	5
コアホーム3	4	ほのかⅡ	5
幸楽ハウス	5	まんまる赤塚	3
三丁目若葉寮 / グループホームもりのいえ	5	まんまる赤塚2	4
三丁目若葉寮 / 三丁目若葉寮	5	まんまる赤塚3	3
志茂寮 / 第二加賀寮	6	まんまる成増1	2
志茂寮 / 蓮沼寮	5	まんまる成増2	4
城北地域生活支援センター / グループホームびーす	6	まんまる成増3	4
城北地域生活支援センター / はなのいえ	5	メゾンドばぎば / Pour femme	3
ステップハウス	5	メゾンドばぎば / Pour homme	3

名称	定員	名称	定員
メゾンドばざば / Pour homme ドゥー ジエーム	2	四葉寮 / 舟渡寮	6
結の里 雅 赤塚ホーム	10	四葉寮 / ほうせんか	5
結の里 雅 第2東新ホーム	4	四葉寮 / 前野寮	3
結の里 雅 東新ホーム	9	四葉寮 / 四葉寮	7
結の里 雅 東新緑が丘ホーム	9	L I F I L L 西台	5
結の里 雅 大和ホーム	8	レヂデンス虹	7
ようきの家 桜川	4	ロッキーなかだいホーム	4
四葉寮 / 第二舟渡寮	6	Y'sホーム / ハイホー	7
四葉寮 / 第二四葉寮	3	ワン・ライフ・ホーム仲町	6
四葉寮 / 徳丸寮	3	ワン・ライフ・ホーム弥生町	6

地域移行支援

名称	名称
板橋区立障がい者福祉センター	相談支援事業所フェリシダ
ココロネ板橋	特定非営利活動法人レイ
指定一般相談支援事業所 青い鳥 Lien	レインボーブリッジ板橋ケアセンター
指定相談事業所 スペースピア	

地域定着支援

名称	名称
板橋区立障がい者福祉センター	相談支援事業所フェリシダ
ココロネ板橋	特定非営利活動法人レイ
指定一般相談支援事業所 青い鳥 Lien	レインボーブリッジ板橋ケアセンター
指定相談事業所 スペースピア	

計画相談支援

名称	名称
アイサービス	相談支援事業所Happy lei
板橋区立障がい者福祉センター	相談支援事業所フェリシダ
えんじゅ相談支援事業所	相談支援事業所 リンクプラス
楓ケアサポート	相談支援センター f t l アクセス
株式会社ケアブラン徳丸	相談支援センター ニューエイジ
株式会社福ぶくろ 介護のたくみ	相談支援センターFLAT
株式会社もみの木	相談支援 フォレストサポート
ケアアイサポート介護事業部	泰心訪問介護センター
ココロネ板橋	東京聴覚障害者支援センター
さくらヘルプケア	東京都板橋区立加賀福祉園
サンライズ高島平	東京YWCAキッズガーデン
CSCセカンドライフ	特定非営利活動法人レイ
指定相談事業所 スペースピア	はすめま訪問看護リハステーション
指定特定相談支援事業所 青い鳥 Lien	ピースケアサービス
シャローム相談支援事業所	Beech
心身障害児総合医療療育センター	みちおい相談支援事業所
すこやかサポート雅	有限会社希ケアサービス
スローステップ 相談支援センター	ゆめの園志村障がい者相談支援センター
相談支援 灯の会	よつば介護
相談支援事業所 ウィリング	レインボーブリッジ板橋ケアセンター

地域活動支援センター（Ⅰ型）

名称	名称
板橋区立障がい者福祉センター	地域活動支援センター 青い鳥 Lien
スペースピア	

地域活動支援センター（Ⅱ型）

名称	名称
クラブハウス サン・マリーナ	デイサービスかたぐるま
地域活動支援センターロッキー・チャック	なないろ
デイサービスおむすび	

(2) 障がい児向けサービス事業所等

児童発達支援

名称	定員	名称	定員
アイル板橋こども園	10	心身障害児総合医療療育センター	10
アプリ児童デイサービス高島平2号館	10	すたーとらいん	10
あゆみ	10	東京家政大学 児童発達支援事業所 わかくさ	10
いちごの家	10	東京都板橋区立加賀福祉園	30
イルカ児童園(板橋区役所前教室)	10	東京YWCAキッズガーデン	30
キッズアカデミーころん 板橋校	10	ハートアイランド	10
キッズアカデミーころん ときわ台校	10	ハートライン清水町	10
キッズアカデミーころん 成増校	10	ハッピー上板橋教室	10
クオリスキッズぷらす	10	Baby&Beans	10
ココロネ板橋	30	放課後等デイサービス ウィズ・ユー西台	10
コベルプラス 赤塚教室	10	LITALICO ジュニア板橋教室	10
コベルプラス 下赤塚教室	10	リニエブラッツ板橋	10
コベルプラス 中板橋教室	10	レガロリーベ、(特性を理解し支援する教室)	10
児童発達支援事業所 ほしのむら もりのこ園	10		

放課後等デイサービス

名称	定員	名称	定員
アプリ児童デイサービス高島平	10	東京YWCAキッズガーデン	30
アプリ児童デイサービス高島平2号館	10	ドリームボックス高島平	10
イルカ児童園(板橋区役所前教室)	10	ドリームボックスときわ台	10
Wing-Garden ときわ台	10	ハートアイランド	10
キッズアカデミーころん 板橋校	10	ハートライン清水町	10
キッズステーションフレンズ	10	フォレストケア板橋本町	5
キャプテンキッズ	10	フォレストケア大山	5
クローバー よつばのいえ	10	フォレストケア下板橋	5
このこのランド上板橋	10	フォレストケア中板橋	10
このこのランド桜川五本けやき	10	放課後等デイサービス ウィズ・ユー西台	10
このこのリーフ	10	放課後等デイサービス オレンジスイート	10
このこのリーフ 板橋区役所前	10	放課後等デイサービス事業所 ウイング・ケアサービス	10
このこのリーフ 西台駅前	10	放課後等デイサービス事業所 てんとう虫	10
児童デイサービス・アニマート蓮根駅前	10	放課後等デイサービス事業所 わわわ	10
児童デイサービス 悠湯館	10	放課後等デイサービスぬくあい	10
児童デイサービス悠湯館 上板橋	10	まあるチャレンジ	10
児童放課後等デイサービス ノア	10	ゆめの園みらいず蓮根 放課後等デイサービス	10
シルバーハート放課後デイサービスひまわり 成増	10	ゆめの園みらいず蓮根 放課後等デイサービス けやき分園	15
studio koti (スタジオ コティ)	10	ゆめの園みらいず若葉 放課後等デイサービス	10

名称	定員	名称	定員
ライブリーライフそよかぜ	10	レインボー熊野町	10
リニエブラッツ板橋	10		

保育所等訪問支援

名称	名称
いちごの家	はすめま保育所等訪問支援リハステーション
コペルプラス下赤塚教室	リニエブラッツ板橋
児童発達支援事業所 ほしのむら もりのご園	

障害児相談支援

名称	名称
アイサービス	相談支援事業所Happy lei
医療法人財団朔望会 居宅介護支援事業所エーデルワイス	相談支援事業所 リンクプラス
えんじゅ相談支援事業所	相談支援センター ft アクセス
楓ケアサポート	相談支援センター ニューエイジ
株式会社ケアプラン徳丸	相談支援センター FLAT
株式会社福ぶくろ介護のたくみ	相談支援 フォレストサポート
ケーアイサポート介護事業部	泰心訪問介護センター
ココロネ板橋	東京都板橋区立加賀福祉園
さくらヘルプケア	東京YWCAキッズガーデン
CSCセカンドライフ	はすめま訪問看護リハステーション
シルバーハートひまわり相談支援事業所	ピースケアサービス
心身障害児総合医療療育センター	みちおい相談支援事業所
すこやかサポート雅	ゆめの園志村障がい者相談支援センター
相談支援 灯の会	よつば介護
相談支援事業所 ウィリング	レインボーブリッジ板橋ケアセンター

9 用語集

あ行

あいキッズ

次代を担う子どもたちの健やかな成長と多様な体験を通じた豊かな人間形成を願い、地域コミュニティの基盤である学校内で、放課後子ども教室事業と放課後児童健全育成事業を一体型として運営する放課後対策事業。区内全 51 区立小学校で実施。

赤ちゃんの駅

子育てを支援する取組の一環として、外出中にオムツ替えや授乳などで立ち寄ることができるように、区立施設や民間施設などを「赤ちゃんの駅」に指定。

新たな日常

新型コロナウイルス感染症が収束したポストコロナの世界で、変化を取り入れ、多様性を活かすことにより、リスクに強い強靭性を高めながら、日本が持つ独自の強み・特性などを活かした日常。

意思疎通支援

障がいのある人と障がいのない人の意思疎通を支援するため、意思疎通の支援を行う者の派遣や養成などを行う制度。

板橋キャンパス（都用地活用）

かつて東京都老人医療センター、東京都老人総合研究所、東京都板橋老人ホーム、東京都板橋ナーシングホームがあった東京都有地（板橋区栄町 35 番 2 号）を活用し、地域のニーズに合致した障がい福祉サービス事業所を整備する事業。

板橋区障がい者就労支援センター（ハート・ワーク）

障がい者等の一般企業への就労の機会を広げ、就労後も安心して働き続けられるように、専任のコーディネーターが就労や生活に関する相談・支援を行うほか、障がいのある人の雇用を推進する企業の相談などを行う機関。

板橋区地域自立支援協議会

学識経験者、障がい当事者、障がい者団体、区内福祉施設関係者、就労関係者などを委員として構成された協議会で、区内に居住している障がい者（児）が豊かにくらすことのできる地域づくりに関し、定期的に協議を行う協議体。

板橋区発達障がい者支援センター（あいポート）

発達障がい者及びその家族に対する専門的相談・助言を行い、発達支援及び就労の支援、関係機関や団体などへの情報提供、研修、連絡調整などを総合的に行う専門的な機関。

一般就労

通常の雇用形態のことで、労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用契約による企業への就労をいう。

医療型児童発達支援

障がいのある子どもに対し、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活適応のための訓練などの支援とあわせて治療を行うサービス。令和6（2024）年4月に施行される改正児童福祉法により、「児童発達支援」と一元化される。

医療的ケア

家族や看護師が日常的に行っている、経管栄養注入やたんの吸引などの医療的な生活援助行為のこと。

インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な機能等を最大限度まで発達させる、自由な社会に効果的に参加することを可能とすることを目的とし、障がいのある者と障がいのない者がともに学ぶ仕組み。また、障がいのある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられることが求められている。（文部科学省内・中央教育審議会による）

インクルージョン

直訳すると、包含（包み込む・中に含む）という意味。「ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）」という、誰も排除されず、全員が社会に参画する機会をもつ、という考え方がある。

うつ病

精神的ストレスや身体的ストレスが重なることなど、様々な理由から脳の機能障がいがか起きている状態。

音声デジター図書

視覚障がい者や印刷物を読むことが困難な人向けに、音声で聞くことのできるデジタル化された図書。普通のCDとは違い、頭出しやしおりの機能がついており、長時間の録音や再生が可能。

か行

拡大読書器

テレビ画面に文字などを大きく映し出す器械。

他の補助具と比べて、ズームで高倍率を得ることや鮮明な画像を得ることができる補助具であり、視覚障がい者の日常生活用具にも認定されている。

学校心理士

学校生活における様々な問題について、心理的教育アセスメントや子どもへのカウンセリング、教師・保護者へのコンサルテーション、学校組織へのコンサルテーションなどを行う。(一社)学校心理士認定運営機構・日本学校心理士会の認定を受けている心理専門職。

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担い、総合的な相談業務(身体障がい・知的障がい・精神障がい)などを行う機関。

きょうだい児

重い病気や障がいのある兄弟姉妹のいる子ども。

共同生活援助(グループホーム)

地域において自立した日常生活を営むうえで、食事・入浴などの介護や相談などの日常生活上の支援が必要な障がいのある人が、世話人などの支援を受けながら生活するサービス。

強度行動障がい

直接的な他害(噛み付き、頭突きなど)や間接的な他害(睡眠の乱れ、特定の物や状況への固執など)及び自傷行為などが「通常考えられない頻度と形式で出現している状態」を指し、家庭で通常の育て方をして、かなりの養育努力があっても著しい処遇困難が持続している状態。生来的な障がいではなく、児童期からの適切な支援や本人の特性に合った環境調整等によって、状態が大きく改善され得る。

居宅介護

自宅で入浴やトイレ、食事の介助や、家事の支援などを行うサービス。

居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいがあり、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な子ども又は、毎日の通所が体力的に難しい、地域に通える児童発達支援事業所・放課後等デイサービスが不足している等により、希望する日数の通所による療育支援が受けられない子どもについて、自宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。

計画相談支援

障がいのある人に対し、心身の状況や環境などを踏まえ、利用するサービス内容を定めた計画の作成や見直しを行うサービス。

言語聴覚士

言語障がい（失語症、構音障がい、高次脳機能障がい）や聴覚障がい、ことばの発達遅れ、声や発声の障がいなど、ことばによるコミュニケーションの問題の本質や発現のメカニズムを明らかにし、対処法を見出すための検査・評価を実施し、必要に応じて訓練・指導・助言・その他の援助を行う。さらに、医師や歯科医師の指示のもと、嚥下訓練や人工内耳の調整なども行う。言語聴覚士国家試験に合格し、免許を持つ専門職。

権利擁護

知的障がい・精神障がいや認知症などのため、自らの権利やニーズを表明することが困難な人に代わってその権利やニーズの表明を行うこと。また、弱い立場にある人々の人権侵害（虐待や財産侵害など）が起きないようにすること。

高次脳機能障がい

ケガや病気により脳に損傷を負うことで、次のような日常生活又は社会生活に制約がある状態のこと（国立障害者リハビリテーションセンターのホームページより）。

- ①記憶障がい…物の置き場所を忘れる、新しいできごとが覚えられない、同じことを繰り返し質問する等
- ②注意障がい…ぼんやりしていてミスが多い、ふたつのことを同時に行うと混乱する、作業を長く続けられない等
- ③遂行機能障がい…自分で計画を立ててものごとを実行することができない、人に指示してもらわないと何もできない、約束の時間に間に合わない等
- ④社会的行動障がい…興奮する・暴力を振るう、思い通りにならないと大声を出す、自己中心的になる等

このほか、医学的には失語（言いたい言葉が出てこない、聞こえていてもその意味がわからない等）などの症状もある。

工賃

就労継続支援B型などの就労支援を通じて生産活動を行った人に対して支払われるお金のこと。

行動援護

知的障がい・精神障がいにより、自己判断能力が制限されている人に、危機回避のために必要な介助や外出時の移動の補助などを行うサービス。

公認心理師

保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門知識及び技術をもって、心理に関する支援を要する人や関係者に対する相談・助言や援助等を行う。国の公認心理師登録簿への登録を受けている心理専門職。

合理的配慮

障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意思の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、過重の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。

心のバリアフリー

障がいに対する差別や偏見、誤解や理解不足などからくる「こころの障壁（バリア）」を除去（フリー）し、社会の中で障がいがあることによる不利益を受けることなく、障がいのある人もない人もともに生活できる社会を実現していくこと。

個別避難計画

障がいのある人や高齢者など、災害時に一人では避難することが困難な方（避難行動要支援者）について、誰が支援するか、どこに避難するか、避難するときどのような配慮が必要かなどをあらかじめ記載したもの。板橋区では、災害の中でも水害リスクに特化した個別避難計画を作成している。

さ行

作業療法士

リハビリテーション医療の分野において、身体機能の治療だけではなく、食事・着替えなどの生活に欠かせない行為の訓練や、社会に参加・復帰するための訓練、さらに精神・心理面の領域についてもかわる。作業療法士国家試験に合格し、免許を持つ専門職。

サービス等利用計画

障がいのある人が障がい福祉サービスを適切に利用することができるよう、利用者の依頼を受けて指定相談支援事業者が作成する計画。平成 27（2015）年 4 月から、障がい福祉サービス等を利用するすべての人がサービス等利用計画を作成することとなった（サービス利用者や家族が作成するセルフプランも可）。

施設入所支援

施設に入所する障がいのある人に対し、夜間や休日の入浴・トイレ・食事の介助などを行うサービス。

肢体不自由者

上肢切断、上肢機能障がい、下肢切断、下肢機能障がい、体幹機能障がい及び運動の機能障がいを有している者。

児童相談所

児童福祉法に基づいて設置される、すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮できるよう家族等を援助し、ともに考え、問題を解決していく専門の相談機関。原則 18 歳未満の子どもに関する相談や通告について、本人・家族・学校の教員・地域の方々など、どなたからも受け付けている。

児童発達支援

未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識技能の付与又は集団生活適応のための訓練などの支援を行う福祉サービス。このほか、医療型や居宅訪問型の児童発達支援がある。

児童発達支援センター

地域の障がい児が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識技能の付与又は集団生活適応のための訓練などを行うとともに、施設が有する専門機能を活用し、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への支援・助言をあわせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設。区内には令和5（2023）年12月時点で、加賀福祉園児童ホーム、東京YWCAキッズガーデン、ココネ板橋の3か所がある。

社会資源

その人のニーズを満たすために動員される施設や設備、資金や物資、集団や個人の有する知識や技能の総称。

社会的障壁

障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営むうえで障壁となるようなものを指す。例えば、社会における事物（通行、利用しにくい施設・設備など）、制度（利用しにくい制度など）、慣行（障がいのある人の存在を意識していない習慣や文化など）、観念（障がいのある人への偏見など）などが挙げられる。

社会福祉士

専門的知識及び技術をもって、身心に障がいのある人や、環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、関係者との連携・調整や援助などを行う。国の社会福祉士登録簿への登録を受けている専門職。

重症心身障がい

重度の肢体不自由と重度の知的障がい重複している状態。

重度訪問介護

重度の障がいでもいつも介護が必要な人に、自宅での家事援助や入浴・トイレ・食事の介助、外出時の移動の補助などを行うサービス。

就労移行支援

一般企業などへの就労を希望する方に、一定の期間、働くために必要な知識や能力の向上のために訓練を行うサービス。

就労継続支援（A型・B型）

一般企業等での就労が困難な障がいのある人に対して、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。

就労選択支援

就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障がい者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の結果をもとに、ハローワークが職業指導等を行うことで、より能力や適性に合った就労を支援するサービス。

就労定着支援

一般企業に就職した障がいのある人に対して、企業・自宅などへの訪問や障がいのある人の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言などの支援を行うサービス。

手話奉仕員

聴覚障がいのある人とない人の間で、手話を使い、相互のコミュニケーションを仲介するため、市区町村及び都道府県で実施する手話奉仕員養成研修事業において「手話奉仕員」として登録された者。

障害児支援利用計画

障がいのある児童が障がい児通所支援サービスを適切に利用することができるよう、利用者の依頼を受けて指定障害児相談支援事業者が作成する計画（サービス利用者や家族が作成するセルフプランも可）。

障がい者虐待

障害者虐待防止法において、①養護者による障がい者虐待、②障がい者福祉施設従事者などによる障がい者虐待、③使用者による障がい者虐待をいうものとされている。

障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律）

障がいのある人の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置などを通じて、障がいのある人の職業の安定を図ることを目的とした法律。

障がい者差別

障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供にあたって場所や時間帯などを制限すること、障がいのない人にはつけない条件をつけることなど。障害者差別解消法により、不当な差別的取り扱いが禁止されている。合理的配慮を行わないことも、不当な差別的取り扱いにあたる。

障がい者週間記念行事

「障がい者週間」は、国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がいのある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として設定された。

「障がい者週間」の期間は、毎年12月3日から12月9日までの1週間。この期間を中心に、国、地方公共団体、関係団体などにおいて、様々な意識啓発に係る取組を展開しており、板橋区では、毎年12月に区立グリーンホールで、コンサート・作品展示・区内障がい者団体による自主製品販売などを行っている。

障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

障害者基本法の基本理念にのっとり、障がい者及び障がい児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスにかかる給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心してくらすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とした法律。

障害者手帳

身体障害者手帳（1～6級）、愛の手帳（1～4度（東京都外は療育手帳））、精神障害者保健福祉手帳（1～3級）の3種の手帳を総称した一般的な呼称。いずれの手帳も、数字が小さいほど障がいの程度が重い。

障がい福祉サービス

個々の障がいのある人々の障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住などの状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われるサービスのこと。

自立支援医療（精神通院医療）

精神障がい（てんかんを含む。）により、通院による治療を続ける必要がある程度の状態の人に、通院医療費の自己負担を軽減するための公費負担医療制度。所得に応じて自己負担額が生じる。なお、精神障害者保健福祉手帳の有無にはかかわらない。

自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間で身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。

心臓機能障がい

心筋梗塞、狭心症などの虚血性心疾患、弁膜症、高度な不整脈などの疾患が原因で心臓の機能が低下してしまう内部障がい。

腎臓機能障がい

慢性腎不全、糖尿病性腎症などの疾患が原因で腎臓の機能が低下してしまう内部障がい。

身体障がい

身体機能に何らかの障がいがあり、日常生活に制約がある状態をいう。身体障害者福祉法では、①視覚障がい、②聴覚・平衡機能障がい、③音声・言語・そしゃく機能障がい、④肢体不自由、⑤内部機能の障がい（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がい）に分類される。

生活介護

いつも介護が必要な人に、昼間、施設で入浴やトイレ、食事の介護や趣味、文化、教養などの活動の機会を提供するサービス。

精神障がい

統合失調症、気分障がい（うつ病など）等の様々な精神疾患により、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態をいう。

精神保健福祉士

おもに精神科医療機関や精神障がい者が入所する施設で、精神障がい者の在宅生活への移行や、その後の生活支援として、住まいや仕事・学校に関する手続き、各種支援制度・サービスの紹介や利用調整、その他日常生活を送るための支援を行う。国の精神保健福祉士登録簿への登録を受けている専門職。

成年後見制度

認知症・知的障がい・精神障がいなどにより、判断能力が不十分な人に代わって、後見人等が財産管理などを行い、本人の権利を守る制度。後見人を家庭裁判所が選任する「法定後見制度」とあらかじめ決めておく「任意後見制度」の2つの制度がある。

躁うつ病（双極性障がい）

躁状態とうつ状態をくりかえす病気。躁状態とうつ状態が両極端ある状態で、その極端な状態をいったりきたりする。

措置入院

精神障がいにより、自分を傷つけたり他人に害をおよぼすおそれ（自傷他害のおそれ）がある場合に、本人や家族の意思にかかわらず都道府県知事の権限で行われる入院。

た行

短期入所

在宅の障がいのある人を介護する人が病気の場合などに、障がいのある人が病院や施設に短期間入所し、入浴・トイレ・食事などの介助を行うサービス。障害者支援施設等においては「福祉型」、病院・診療所等においては「医療型」の2種類がある。

地域移行支援

施設退所・病院退院にあたり、住居の確保や障がい福祉サービスの体験など、地域生活に移行するための支援を行います。

地域活動支援センター

障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進そのほか、障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援を行う施設。

地域共生社会

制度・分野ごとの縦割りや、支え手、受け手という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えてつながることで、住民一人ひとりのくらしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

地域生活支援拠点等

障がいのある人の高齢化や障がいの重度化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）をもつ場所や体制のこと。板橋区では、地域における複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」の体制整備に取り組んでいる。

地域生活支援事業

障害者総合支援法に基づき、障がい福祉サービス等とは別に、地方自治体が地域の特性や利用者の状況に応じて行う事業で、「必須事業」と、地方自治体の裁量で行える「任意事業」に分かれる。

地域定着支援

単身で生活する障がいのある人に、地域生活の継続のため、連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行うサービス。

地域包括ケアシステム

要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしいくらしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制のこと。

知的障がい

知的機能の障がいが発達期（おおむね 18 歳まで）に現れ、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態をいう。

点字

視覚に障がいのある人が触って読む文字。

東京しごと財団

働く意欲を持つ都民のために、その経験や能力を活かした雇用・就業を支援するとともに、東京の産業の振興に必要な人材の育成を図ることにより、豊かな職業生活の実現と活力ある地域社会づくりに寄与することを目的として設立された財団。

東京障害者職業センター

障害者職業カウンセラーなどを配置し、ハローワーク（公共職業安定所）、障害者就業・生活支援センターとの密接な連携のもと、就職や職場定着、職場復帰をめざす障がいのある人、障がい者雇用を検討している又は雇用している事業主、障がいのある人の就労を支援する関係機関に対して、支援・サービスを提供する機関。

同行援護

視覚障がいにより移動が難しい人に、外出に必要な情報の提供や移動の援護などを行うサービス。

特別支援学級

板橋区では、一部の小・中学校に特別支援学級を設置している。特別支援学級では、一人ひとりの児童生徒の持てる力を高めるための指導や、課題を改善するための指導を行っている。

特別支援学級には、固定級（毎日通う学級）として、知的障がい学級があり、通級指導学級（週に数時間通う学級）として、特別支援教室（STEP UP 教室）、聴覚障がい学級（小学校のみ）、言語障がい学級（小学校のみ）がある。

特別支援学校

学校教育法に基づき、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的として設置される学校。

特別支援教育

障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

特別支援教室（STEP UP 教室）

知的な発達に遅れの無い生徒に対し、通常の学級において学習上・行動上困っていることを軽減・改善や、一人ひとりに合った方法で自信をつけながら、社会的適応力を育てる指導を行うもの。区内小・中学校の全校に設置している。

な行

内部障がい

心臓機能障がい、呼吸器機能障がい、腎臓機能障がい、肝臓機能障がい、ぼうこう・直腸機能障がい、小腸機能障がい及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいのこと。

難聴

音が耳に入ってから脳に伝わるまでのどこかの段階で障がいが起こり、音が聞こえにくくなったり、まったく聞こえなくなったりする症状。

難病

①原因不明、治療方針未確立で後遺症を残す恐れが少ない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するために家族の負担が重く、また、精神的にも負担の大きい疾病と定義している。(昭和 47 (1972) 年の厚生省 (当時) の「難病対策要綱」より)

ノーマライゼーション

障がいのある人や高齢者など、社会的にハンデを負う人々を当然に包含するのが通常の世界であって、そのあるがままの姿でほかの人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方や方法。

は行

発達障がい

コミュニケーションをとったり、暗黙のルールを守ったり、集中・関心を保ったり、ミスや抜け・漏れなく社会生活を送ったりすることに困難を感じる障がい。

発達障害者支援法では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、そのほかこれに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されている。

バリアフリー

すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的な全ての障壁 (バリア) を取り除くこと。障がいのある人を取り巻く障壁とは、

- ①歩道などの段差や車いす使用者の通行を妨げる障害物等の物理的な障壁
- ②障がいがあることを理由に資格・免許等の付与を制限する等の制度的な障壁
- ③音声案内、点字、手話通訳、字幕放送、分かりやすい表示の欠如などによる文化・情報面での障壁
- ④心ない言葉や視線、障がいのある人を庇護されるべき存在としてとらえる等の意識上の障壁

ハローワーク（公共職業安定所）

「国民に安定した雇用機会を確保すること」を目的として、厚生労働省が設置する行政機関。民間の職業紹介事業などでは就職に結びつけることが難しい就職困難者を中心に支援する最後のセーフティネットとしての役割を担っている。また、地域の総合的雇用サービス機関として、職業紹介、雇用保険、雇用対策などの業務を一体的に実施している。

ピアカウンセリング

障がいのある当事者同士が自己決定権を育て合い、支え合って、平等に社会参加していくことをめざす自立生活運動から発達した、当事者の仲間（ピア）同士の精神的サポートや情報提供活動。障がい者福祉分野にとどまらず、同じ症状や悩みを持つ人同士の支援活動として行われている。

避難行動要支援者

高齢者、要介護認定者、重度の障がい者、難病患者などのうち、「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方」のこと。平成 25（2013）年の災害対策基本法の改正により、全国の自治体に「避難行動要支援者名簿」の策定が義務付けられている。

福祉避難所

災害時における高齢者や障がいのある人などの特に配慮が必要な要配慮者を受け入れる施設。板橋区では区内福祉関連施設と「災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定」を締結し、福祉避難所の整備を進めている。

副籍制度

都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童生徒が、居住する地域の区立小・中学校（地域指定校）に副次的な籍をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度。

放課後等デイサービス

学校の授業終了後や学校の休校日に、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の支援を行うサービス。

法定雇用率

民間企業・国・地方公共団体に対し、それぞれの雇用割合が設けられており、それに相当する人数の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の雇用が義務づけられている。

ま行

モニタリング

個別支援計画に沿って提供されたサービスについて、定期的実施状況を把握し、継続的なアセスメント・利用者に対する面接を行い、その効果を評価すること。

や行

ユニバーサルデザイン

すべての人が年齢、性別、国籍及び個人の能力にかかわらず、一人ひとりの多様性を尊重され、あらゆる場面で社会参加ができる環境を整えること。

要支援児

板橋区では、発達の遅れの疑いや心身に障がいがある子どもに対し、さらなる成長を促すことを目的として、「要支援児」として認定し、様々な配慮のうえ集団保育等を行っている。「要支援児」に認定された子どもに対する支援としては、入所施設への保育士や支援員等の増員や、巡回指導員による発達支援を行っている。

要保護児童

保護者のない子ども又は保護者に監護させることが不相当であると認められる子どものこと。

要約筆記

情報保障（障がいの有無や内容にかかわらず、必要な情報を円滑かつ正確に入手でき、また、自分の意思を伝えられるようにする）手段の一つで、その場の音声を文字で書いて伝える通訳。

ら行

理学療法（士）

病気、けが、高齢、障がいなどによって運動機能が低下した状態にある人々に対し、運動機能の維持・改善を目的に運動、温熱、電気、水、光線などの物理的手段を用いて行われる治療法。理学療法士は、理学療法士国家試験に合格し、免許を持つ専門職。

臨床心理士

臨床心理学に基づいた知識と技術で心の問題に取り組む専門家。日本では、心理カウンセラー、サイコセラピスト、心理士、心理相談員等の名称で呼ばれ、臨床心理士は、これらのうち、(財)日本臨床心理士資格認定協会の認定を受けている心理専門職。

臨床発達心理士

発達の臨床に携わる幅広い専門家として、発達をめぐる問題を査定し、具体的な支援を子どもから大人まで生涯にわたり支援する。(一社)臨床発達心理士認定運営機構の認定を受けている心理専門職。

レスパイト

「休息」「息抜き」「小休止」のこと。家族などの介護・支援を行う人に対し、一時的に代替して負担の軽減を図ることで、日ごろの心身の疲れを回復し、休息を取れるように援助するサービスをレスパイトケアという。

板橋区障がい者計画 2030

障がい福祉計画(第7期)・障がい児福祉計画(第3期)

編集 板橋区福祉部障がい政策課

〒173-8501 板橋区板橋二丁目 66 番 1 号

TEL 03-3579-2361 FAX 03-3579-4159

f-keikaku@city.itabashi.tokyo.jp

令和6年3月発行

刊行物番号 R05-116



板橋区 〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号 URL <https://www.city.itabashi.tokyo.jp/>